

# 事業概要

令和4年度

## 新潟市食肉衛生検査所

〒950-2125 新潟市西区中野小屋1631番地

電話 025-261-2600

FAX 025-261-0565

E-mail : [kensajo.hs@city.niigata.lg.jp](mailto:kensajo.hs@city.niigata.lg.jp)



# 目 次

<b>第1 検査所の概要</b> .....	1
1 検査所の沿革 .....	1
2 根拠法令及び関係法令 .....	1
3 業 務 .....	2
4 組織構成 .....	3
5 対象と畜場及び開場日数 .....	4
6 検査手数料 .....	4
7 施 設 .....	5
(1) 食肉衛生検査所及び食肉センター配置図 .....	5
(2) 食肉衛生検査所平面図 .....	5
(3) 主な検査備品 .....	6
<b>第2 検査の概要</b> .....	7
1 検査の流れ .....	7
2 月別の畜種別検査頭数 .....	8
3 過去10年間の畜種別検査頭数 .....	8
4 認定小規模食鳥処理場確認状況 .....	8
5 と畜検査結果 .....	9
(1) と畜検査頭数及び獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したものの原因 .....	9
(2) 全部廃棄となった疾病内訳 .....	10
(3) とさつ禁止内訳 .....	10
(4) 一部廃棄となった疾病及び異常内訳 .....	11
6 試験室内検査実施状況 .....	14
(1) 精密検査実施数内訳 .....	14
<b>第3 その他の事業</b> .....	15
1 伝達性海綿状脳症（TSE）対応について .....	15
(1) 特定部位管理要領に基づく対応 .....	15
(2) 牛海綿状脳症検査実施要領に基づく対応 .....	15
(3) スクリーニング検査実施頭数（牛、とく及びめん山羊） .....	15
2 残留抗菌性物質検査 .....	16
(1) 食品衛生法に基づく収去検査 .....	16
(2) 申請者協力による健康畜のモニタリング検査 .....	16
(3) と畜検査に付帯する保留畜の残留検査 .....	16
3 衛生指導 .....	17
(1) 新潟市食肉センター .....	17
(2) 認定小規模食鳥処理場 .....	18
4 フィードバック事業 .....	19
5 主な研修・会議への参加 .....	20
6 研究機関等への協力 .....	21

7	視察・見学者等.....	21
8	発表抄録.....	22
	(1) 豚枝肉検査における「見落とし病変」対策.....	22
	(2) m C C D AクリアーHT寒天培地を用いたカンピロバクター保菌調査の検討.....	25

# 第1 検査所の概要（令和5年3月31日現在）

## 1 検査所の沿革

明治7年	新潟市関屋に民営と畜場が開設。
昭和25年4月	政令市として、新潟市保健所が設置され、保健所にと畜検査員を配置。
昭和28年8月	「と畜場法」制定。
昭和33年1月	東・西保健所が設置され、西保健所にと畜検査員を配置。
昭和37年4月	市衛生課環境衛生係にと畜検査員を配置。
昭和42年8月	新潟市小新に市としてと畜場を新設し、名称を「新潟市食肉センター」とする。
昭和43年4月	市衛生課と畜検査係を設置し、食肉センターに配置。
昭和49年7月	と畜検査係を廃止し、新潟市食肉衛生検査所を設置。
昭和52年4月	食肉センター内に食肉衛生検査所の庁舎を新設。
平成5年4月	新潟市中野小屋に食肉センターを新築移転。それに伴い同センターに食肉衛生検査所を移設し、2係制となる。
平成10年4月	組織改正により、保健福祉部保健所食肉衛生検査所となる。
平成19年4月	組織改正により、健康福祉部食肉衛生検査所となる。
平成20年4月	組織改正により、2係制を廃止しスタッフ制となる。
平成22年4月	組織改正により、保健衛生部食肉衛生検査所となる。

## 2 根拠法令及び関係法令

主な根拠法令

と畜場法	(昭和28年8月1日法律第114号)
と畜場法施行令	(昭和28年8月25日第216号)
と畜場法施行規則	(昭和28年9月28日厚生省令第44号)
新潟市食肉衛生検査所設置条例	(昭和49年6月13日条例第27号)
新潟市と畜場法施行細則	(昭和29年2月4日規則第5号)
新潟市一般と畜場の構造設備の基準に関する条例	(平成15年3月25日条例第1号)
食品衛生法	(昭和22年12月24日法律第233号)
牛海綿状脳症対策特別措置法	(平成14年6月14日法律第70号)
厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則	(平成14年7月1日厚生労働省令第89号)
食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律	(平成2年6月29日第70号)
主な関係法令	
家畜伝染病予防法	(昭和26年5月31日法律第166号)
新潟市食肉センター条例	(平成5年3月29日条例第5号)
新潟市食肉センター条例施行規則	(平成5年4月1日規則第21号)
動物用医薬品の使用の規制に関する省令	(昭和55年9月30日農水省令第42号)

### 3 業務

#### 新潟市事務委任規則 第2条 別表第1(抜粋)

##### 5 食肉衛生検査所長に係る事務委任事項表

- 1 と畜場法(昭和28年法律第114号。以下この項において「法」という。)に関する事務
  - (1) 法第5条第2項の規定により獣畜の種類及び1日当たりの頭数の制限をすること。
  - (2) 法第7条第6項の規定による衛生管理責任者の設置又は変更の届出及び法第10条第2項において準用する法第7条第6項の規定による作業衛生責任者の設置又は変更の届出を受理すること。
  - (3) 法第13条第1項の規定によりと畜場以外の場所においてとさつする場合の届出の受理をすること及び同条第3項の規定によりとさつし、又は解体する者に対し、必要な指示をすること。
  - (4) 法第14条の規定による検査をすること。
  - (5) 法第14条第3項第2号の規定による獣畜の皮等の持出しの許可をすること。
  - (6) 法第16条の規定により公衆衛生上必要な措置をとること。
  - (7) 法第17条第1項の規定により必要な報告を求め、又は当該職員をして立入検査をさせること。
- 2 食品衛生法(以下この項において「法」という。)に関する事務(新潟市食肉センターに及び食鳥処理場に係るものに限る。)
  - (1) 法第28条第1項の規定により営業者等から必要な報告を求め、当該職員をして臨検、検査又は収去をさせること。
  - (2) 法第30条第2項の規定により食品衛生監視員に監視指導を行わせること。
  - (3) 法第59条の規定により営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずること。
- 3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下この項において「法」という。)に関する事務
  - (1) 法第3条に規定する食鳥処理の事業の許可をすること。
  - (2) 法第6条第1項に規定する食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可をすること。
  - (3) 法第6条第3項の規定による申請事項の変更の届出を受理すること。
  - (4) 法第7条第2号の規定による食鳥処理業者の地位の承認の届出を受理すること。
  - (5) 第8条の規定により食鳥処理の事業の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて食鳥処理の事業の停止を命ずること。
  - (6) 法第9条の規定により食鳥処理場の整備改善を命じ、若しくはその整備改善を行うまでの間食鳥処理場の使用を禁止し、又は食鳥処理の事業の許可を取り消し、若しくは6月以内の期間を定めて食鳥処理の事業の停止を命ずること。
  - (7) 法第12条第6項の規定による食鳥処理衛生管理者の設置及び変更の届出を受理すること。
  - (8) 法第13条の規定により食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
  - (9) 法第14条の規定による食鳥処理場の廃止若しくは休止又は休止した食鳥処理場の再開の届出を受理すること。
  - (10) 法第15条に規定する食鳥検査をすること。
  - (11) 法第16条第1項に規定する確認規程の認定をすること。
  - (12) 法第16条第2項に規定する確認規程の変更の認定をすること。
  - (13) 法第16条第6項の規定により食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
  - (14) 法第16条第7項の規定による確認の状況の報告を受けること。
  - (15) 法第16条第8項の規定による確認規程の廃止の届出を受理すること。
  - (16) 法第16条第9項の規定により指導及び助言をすること。
  - (17) 法第17条第1項第4号の規定による届出食肉販売業者の届出を受理すること。
  - (18) 法第20条の規定により公衆衛生上必要な措置を採ること。
  - (19) 法第37条第1項の規定により食鳥処理業者等から必要な報告を求めること。
  - (20) 法第38条第1項の規定により当該職員に施設の立入り、物件の検査、関係者への質問又は食鳥肉等の収去をさせること。

## 4 組織構成（令和5年3月31日現在）

新潟市行政組織規則(抜粋)

第2章 市長の補助機関の組織及びその分掌事務

第3節 機関の組織及びその分掌事務

(設置)

第13条 次の表の左欄に掲げる内部部局の組織の管理の下に，同表の右欄に定める機関を置く。

組織	機関
保健衛生部	食肉衛生検査所

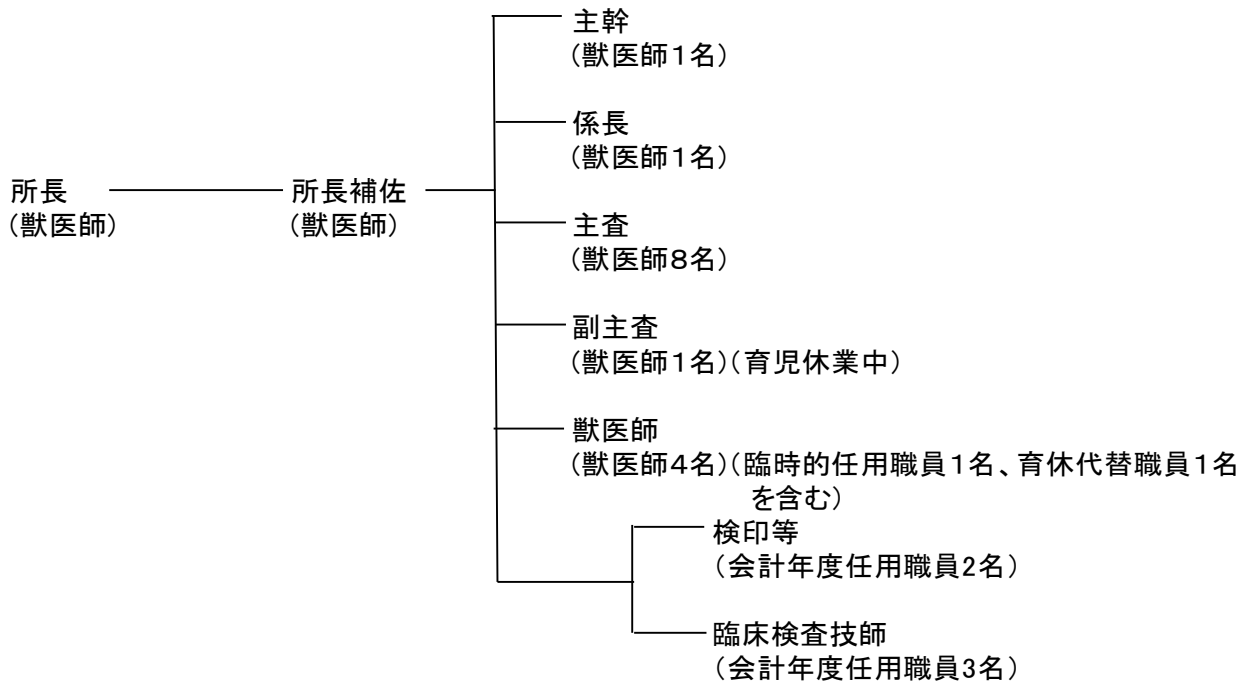
(分掌事務)

第15条 機関又は機関に置く課の分掌事務は，おおむね次に掲げるとおりとする。

食肉衛生検査所

- (1) と畜検査に関する事項
- (2) と畜衛生及び食肉衛生の監視及び指導に関する事項
- (3) と畜衛生及び食肉衛生の調査研究に関する事項
- (4) 精密検査に関する事項
- (5) 食肉衛生施策の企画及び調査に関する事項
- (6) 食鳥処理に関する事項

保健衛生部 ————— 食肉衛生検査所



## 5 対象と畜場及び開場日数

新潟市食肉センター(公益財団法人 新潟ミートプラント)

所在地 新潟市西区中野小屋1631番地

解体能力 大動物 30頭, 小動物 900頭 (1日あたり)

開場日数 (令和4年度実績)

平常開場日 241日, 臨時開場日 2日

## 6 検査手数料

新潟市手数料条例 第2条 別表(4) 保健衛生部関係

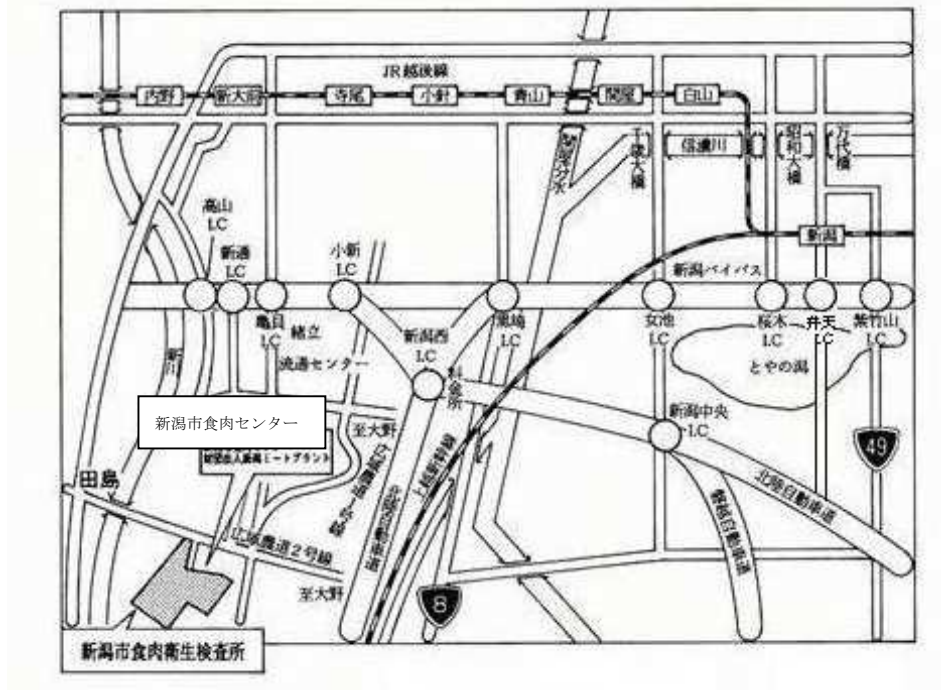
○と畜検査手数料 (平成16年4月1日改定)

ア 牛	1頭につき	1,200円
イ とく(生後1年未満のもの)	1頭につき	400円
ウ 馬	1頭につき	1,200円
エ 豚	1頭につき	400円
オ 山羊, めん羊	1頭につき	400円
○食鳥検査手数料	1羽につき	4円



## 7 施設

### (1) 食肉衛生検査所及び食肉センター配置図



### (2) 食肉衛生検査所平面図

建築構造 鉄筋コンクリート造り 2階建てのべ床面積 721m<sup>2</sup>



(3) 主な検査備品

微生物検査関係			理化学検査関係		
高圧滅菌器	2	平山製作所	LC/MS/MS system	1	ABSCIEX
乾熱滅菌器	1	カヤガキ	HPLC	1	SHIMAZU
システム生物顕微鏡	2	OLYMPUS	超純水製造装置	1	ミリポア
安全キャビネット	1	SANYO	血液生化学自動分析装置	1	富士
ディープフリーザー	1	SANYO	血球計算装置	1	シメックス
恒温槽	2	ヤマト科学	超音波洗浄器	2	ヤマト科学
スタマッカー	1	オルガノ	分光光度計	1	日立
プログラム低温恒温器	6	ヤマト科学, SANYO	ロータリーエバポレーター	2	日本BUCHI
高速冷却遠心器	1	KUBOTA	遠心器	1	クボタ
蒸留水製造装置オートスチル	1	ヤマト科学	ホモジナイザー	2	IKAジャパン
リアルタイムPCR	1	TAKARA	吸引濾過装置	2	Waters
PCR	1	TAKARA	ヘマトクリット遠心器	1	KUBOTA
SCODEWD	1	TAKARA	黄疸計	1	ナカムラ
低恒温バケツ	1	TAITEC	pHメーター	1	HORIBA
電気泳動装置	2	ADVANCE	GMサーベイメーター	1	アロカ
マイクロチューブ用遠心器	1	Eppendorf	ディープフリーザー	2	SANYO
蒸留水製造装置	1	ADVANTEC	PC Sciex LCMS/MS用	1	DELL
病理検査関係			BSE検査関係		
顕微鏡テレビカメラ装置	1	OLYMPUS	安全キャビネット	1	日立
蛍光顕微鏡	1	OLYMPUS	高圧滅菌器	1	平山製作所
光学顕微鏡	1	OLYMPUS	薬用冷凍冷蔵庫	1	SANYO
実体顕微鏡	1	OLYMPUS	マイクロマルチミキサー	1	フナコシ
パラフィンブロック作製装置	1	三共	ピペットコントローラー	1	EMマイスター
自動固定包埋装置	1	サクラ	マイクロプレートリーダー	1	パイオラッド
マイクローム	1	ヤマト光機	マイクロプレートウォッシャー	1	パイオラッド
クリオスタットマイクローム	1	NAKAGAWA	アルミブロック恒温槽	2	TAITEC
パラフィン切片伸展器	1	サクラ	ふ卵器	2	IWAKI, 三菱
パラフィンオープン	1	サクラファインテック	卓上細胞破砕器	1	フナコシ
			高速冷却遠心器	1	クボタ
			バイオフィリーザー	1	日本フリーザー



## 2 月別の畜種別検査頭数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
牛	66 (5)	56 (4)	52 (5)	69 (6)	68 (6)	63 (2)	64 (5)	94 (6)	73 (1)	48 (5)	51 (5)	46 (2)	750 (52)
とく	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
馬	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
豚	15,532 (31)	15,178 (42)	15,305 (52)	14,329 (34)	15,553 (55)	15,225 (37)	15,434 (42)	16,237 (37)	16,265 (50)	15,417 (49)	14,734 (33)	16,496 (33)	185,705 (495)
めん羊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (0)	3 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (0)
山羊	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

( )内は病畜検査頭数再掲

## 3 過去10年間の畜種別検査頭数

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
牛	1,006 (5)	923 (2)	866 (1)	854 (0)	801 (0)	793 (1)	721 (0)	739 (0)	784 (2)	750 (0)
とく	3	5	3	3	1	1	2	0	1	1
馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	222,782 (5)	208,745 (0)	204,818 (0)	206,722 (0)	204,254 (1)	200,042 (0)	194,073 (0)	193,210 (0)	187,124 (0)	185,705 (0)
めん羊	14	10	8	6	7	9	10	10	11	11
山羊	0	3	6	6	2	8	3	2	0	0

( )内はとさつ禁止頭数を示す。

## 4 認定小規模食鳥処理場確認状況

処理場数	処理羽数			計	廃棄羽数		年間監視件数
	成鶏	ブロイラー	その他		一部	全部	
8 ※	5,280	0	2,327	7,607	0	0	5

※3処理場は休業中

## 5 と畜検査結果

(1) と畜検査頭数及び獣畜のとさつ解体禁止又は廃棄したもの原因

と畜場内と殺頭数	区分	処 分 実 頭 数	疾病別頭数																				計					
			細菌病							ウイルス・リケッチア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病											
			炭疽	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ	その他	のう虫	ジストマ	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫		腫瘍	中毒諸症	炎症・汚染	変性または萎縮	その他
牛	750	禁止																										
		全部廃棄	11														1			2	2	1				5		11
		一部廃棄	661																1	99	1				486	193	442	1,222
とく	1	禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄	1																						1	1		2
馬		禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄																										
豚	185,705	禁止																										
		全部廃棄	648	142													357	63	2	28	3	2				51		648
		一部廃棄	166,163																1,181	2,065	20				162,649	6,777	26,061	198,753
めん羊	11	禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄	11																							2	10	12
山羊		禁止																										
		全部廃棄																										
		一部廃棄																										

(2) 全部廃棄となった疾病内訳

処分名	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
膿毒症	1	0	0	357	0	0
敗血症(心内膜炎型)	0	0	0	48	0	0
敗血症(出血型)	0	0	0	1	0	0
敗血症(抗酸菌症型)	0	0	0	5	0	0
敗血症(その他型)	0	0	0	9	0	0
尿毒症	0	0	0	2	0	0
高度の黄疸	2	0	0	28	0	0
高度の水腫	2	0	0	3	0	0
全身性腫瘍	0	0	0	2	0	0
牛伝染性リンパ腫	1	0				
変性または萎縮	5	0	0	51	0	0
豚丹毒(関節炎型)				136		
豚丹毒(蕁麻疹型)				6		
合計	11	0	0	648	0	0

(3) とさつ禁止内訳

とさつ禁止なし

(4) 一部廃棄となった疾病及び異常内訳

系統	畜種名 疾病名	豚	牛	とく	馬	めん羊	山羊
呼吸器系	カタル性肺炎	122,018	37	1	0	0	0
	ヘモフィルス肺炎	1,093	0	0	0	0	0
	肺炎(その他)	0	0	0	0	0	0
	肺膿瘍	2,729	22	0	0	0	0
	肺水腫	6	0	0	0	0	0
	肺出血	11	0	0	0	0	0
	非定型抗酸菌症肺病巣型	1	0	0	0	0	0
	胸膜炎	64,103	188	1	0	1	0
	胸膜膿瘍	1,318	6	0	0	0	0
	横隔膜炎	11	48	0	0	0	0
	横隔膜膿瘍	32	8	0	0	0	0
	横隔膜ヘルニア	126	2	0	0	0	0
循環器系	心外膜炎	17,391	38	0	0	0	0
	心脂肪膠様変性	1,382	2	0	0	0	0
	疣状心内膜炎	27	0	0	0	0	0
	心内膜炎	0	0	0	0	0	0
	心臓弁膜症	8	0	0	0	0	0
	心筋炎	39	2	0	0	0	0
	心筋出血	1	2	0	0	0	0
	心肥大	84	0	0	0	0	0
消化器系	舌炎	2	2	0	0	0	0
	舌膿瘍	1	0	0	0	0	0
	胃炎	9,118	23	0	0	0	0
	胃漿膜炎	353	10	0	0	0	0
	大腸炎	8,715	24	0	0	0	0
	小腸炎	22,301	47	0	0	0	0
	腸漿膜炎	11,087	2	0	0	0	0
	腸気泡症	16	0	0	0	0	0
	腸間膜化骨	1,556	0	0	0	0	0
	大網膜膿瘍	3	0	0	0	0	0
	腹膜炎	12,346	24	0	0	0	0
	腹膜膿瘍	700	9	0	0	0	0
	直腸脱	44	0	0	0	0	0
	肝炎	9,122	126	0	0	1	0
	肝膿瘍	49	30	0	0	0	0
	寄生虫性肝炎	7,606	0	0	0	0	0
	肝包膜炎	19,933	138	1	0	1	0
	胆管炎	1	2	0	0	0	0
	胆石症	1	1	0	0	0	0
	肝硬変	7	1	0	0	0	0
	肝脂肪変性	1,148	3	0	0	0	0
	肝富脈斑	1	136	0	0	0	0
	にくづく肝	0	0	0	0	0	0
	肝出血	153	1	0	0	0	0
	肝臓の腫瘍	2	0	0	0	0	0
	非定型抗酸菌症肝病巣型	24	0	0	0	0	0
	肝嚢胞	8	1	0	0	0	0
	肝奇形	4	0	0	0	0	0
	脾水腫	763	0	0	0	0	0
	内臓の黄染	1,144	1	0	0	0	0
	多発性漿膜炎	4,016	2	0	0	0	0
	臍ヘルニア	3,335	0	0	0	0	0
鼠径ヘルニア	425	0	0	0	0	0	
鎖肛	143	0	0	0	0	0	

系統	畜種名 疾病名	豚	牛	とく	馬	めん羊	山羊
泌尿生殖器系	間質性腎炎	745	8	0	0	0	0
	リンパ球性腎炎	39	3	0	0	0	0
	腎膿瘍	12	0	0	0	0	0
	出血性腎炎	1,292	4	0	0	0	0
	腎盂腎炎	65	0	0	0	0	0
	腎盂拡張	633	0	0	0	0	0
	腎梗塞	166	6	0	0	0	0
	腎周囲脂肪壊死	4	27	0	0	0	0
	腎嚢胞	1,779	9	0	0	0	0
	萎縮腎	5	0	0	0	0	0
	水腎症	0	0	0	0	0	0
	腎臓の低形成	211	0	0	0	0	0
	尿管結石	873	94	0	0	0	0
	膀胱炎	2,854	136	0	0	0	0
	卵巣嚢腫	105	0	0	0	0	0
	子宮内膜炎	182	1	0	0	0	0
	子宮蓄膿症	31	3	0	0	0	0
	子宮脱	6	0	0	0	0	0
	膣脱	0	0	0	0	0	0
	受胎子宮	296	10	0	0	0	0
	産後子宮	37	2	0	0	0	0
	死胎	41	0	0	0	0	0
	半陰陽	19	0	0	0	0	0
	乳房炎	74	3	0	0	0	0
	精巣炎	6	0	0	0	0	0
	陰嚢ヘルニア	10	0	0	0	0	0
腎臓の腫瘍	5	0	0	0	0	0	
子宮の腫瘍	1	0	0	0	0	0	
リンパ系	扁桃膿瘍	1	0	0	0	0	0
	脾膿瘍	6	1	0	0	0	0
	脾出血性梗塞	17	0	0	0	0	0
	脾鬱血	11	0	0	0	0	0
	捻転脾	164	0	0	0	0	0
	脾腫	83	0	0	0	0	0
	脾萎縮	1	0	0	0	0	0
	脾出血	3	0	0	0	0	0
	非定型抗酸菌症その他型	2	0	0	0	0	0
	リンパ節膿瘍	319	3	0	0	0	0
	非定型抗酸菌症リンパ節型	11,191	0	0	0	0	0



系統	畜種名 疾病名	豚	牛	とく	馬	めん羊	山羊
運動器系	耳血種	152	0	0	0	0	0
	耳膿瘍	78	0	0	0	0	0
	耳の奇形	5	0	0	0	0	0
	筋肉膿瘍	872	8	1	0	0	0
	筋肉変性	1,274	61	1	0	0	0
	筋肉水腫	135	21	0	0	0	0
	筋肉出血	2,974	82	0	0	0	0
	脊椎膿瘍	130	1	0	0	0	0
	椎間板炎	1	0	0	0	0	0
	関節炎	5,166	51	0	0	0	0
	化膿性関節炎	364	2	0	0	0	0
	筋脂肪置換症	24	0	0	0	0	0
	蹄炎	0	1	0	0	0	0
	骨膿瘍	94	1	0	0	0	0
	脱臼	15	3	0	0	0	0
	骨折	332	2	0	0	0	0
	骨の腫瘍	1	0	0	0	0	0
	腹壁化骨	72	0	0	0	0	0
	肋軟骨の腫大	653	3	0	0	0	0
	尾咬症	204	0	0	0	0	0
削瘦	1,818	2	0	0	0	0	
四肢奇形	5	0	0	0	0	0	
皮膚神経系	皮下織変性	3,574	157	0	0	0	0
	皮下織出血	13,107	206	0	0	1	0
	皮下織膿瘍	1,744	5	0	0	0	0
	皮下織水腫	1,211	91	0	0	0	0
	皮下・脂肪織の黄染	154	0	0	0	0	0
	脂肪壊死症	4	140	0	0	0	0
	黄色脂肪症	0	0	0	0	0	0
	火傷	5	0	0	0	0	0
	外傷	186	0	0	0	0	0
	褥瘡	3	1	0	0	0	0
皮膚の腫瘍	7	0	0	0	0	0	

## 6 試験室内検査実施状況

### (1) 精密検査実施数内訳

畜種	牛		豚		めん羊		山羊		
	病畜	異常畜	病畜	異常畜	病畜	異常畜	病畜	異常畜	
検査対象疾病名	敗血症(心内膜炎型)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	58 (31)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	敗血症(出血型)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	敗血症(抗酸菌症型)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	22 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	敗血症(その他型)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	48 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	豚丹毒(関節炎型)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	254 (136)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	豚丹毒(蕁麻疹型)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	豚丹毒(心内膜炎型)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	膿毒症	0 (0)	0 (0)	0 (0)	123 (51)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	黄疸	0 (0)	0 (0)	0 (0)	87 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	尿毒症	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	腫瘍	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	トキソプラズマ病	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	高度の水腫	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	豚赤痢	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ヨーネ病	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
精密検査頭数合計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	615 (247)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

( )内は検査実施のうち廃棄数を示す

### 第3 その他の事業

#### 1 伝達性海綿状脳症（TSE）対応について

(1) 特定部位管理要領に基づく対応

- ・ 特定部位の確実な除去と管理の確認
- ・ 脊髄吸引機による脊髄の確実な除去の確認
- ・ 脊髄除去における器具及び手袋の1頭毎の交換の確認
- ・ 背割り，脊髄除去及び高圧洗浄担当作業者の防護器具の使用等の指導
- ・ 背割り及び高圧洗浄における鋸屑の回収と保管，管理の確認

(2) 牛海綿状脳症検査実施要領に基づく対応

- ・ 平成29年4月より健康牛の検査を廃止し，24か月齢以上の牛のうち生体検査で神経症状，起立不能等の全身症状を呈するものの検査を実施
- ・ スクリーニング検査中の枝肉，内臓，皮，頭部等の個体識別可能な保管，管理の確認
- ・ 生体検査，個体識別管理，スクリーニング検査等のマニュアル及びチェック表による確実な検査と管理
- ・ 生体検査に基づく措置並びに確認検査後の措置等に対する関係機関との連携整備

(3) スクリーニング検査実施頭数（牛，とく及びめん山羊）

○牛

と畜頭数	検査頭数	陽性件数
751	0	0

○めん羊及び山羊

と畜頭数	検査頭数	陽性件数
11	0	0

## 2 残留抗菌性物質検査

(1) 食品衛生法に基づく収去検査 (厚労省モニタリング)

検体名	検査項目	検体数	検出数	基準超過数
豚の筋肉	抗生物質等	21	0	0
豚の筋肉	合成抗菌剤	15	0	0
牛の筋肉	抗生物質等	16	0	0
牛の筋肉	合成抗菌剤	12	0	0

(2) 申請者協力による健康畜のモニタリング検査

(独自モニタリング：飼料添加剤等の飼養管理の適正確認)

検体名	検査項目	検体頭数	検出頭数	(基準超過)
豚の腎臓	抗生物質等	621	0	0
牛の腎臓	抗生物質等	179	0	0

(3) と畜検査に付帯する保留畜の残留検査

(治療薬の適正使用と休薬遵守の確認)

検体名	検査項目	検査頭数	検出頭数	(基準超過)
豚の腎臓	抗生物質等	923	5	0
牛の腎臓	抗生物質等	44	0	0
緬山羊の腎臓	抗生物質等	11	0	0

### 3 衛生指導

「と畜場法」および「食鳥処理の事業及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食肉および食鳥肉による食品衛生上の危害の発生を防止するために、「新潟市食品衛生監視指導計画」および「新潟市食肉センター外部検証実施計画」に定めるところにより監視指導を実施しました。

#### (1) 新潟市食肉センター

##### ○外部検証

令和2年5月28日付厚労省通知「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」に準拠させた「新潟市食肉センター外部検証実施計画」および「同マニュアル」に基づき、新潟市食肉センターの HACCP 管理について外部検証（現場検査および記録検査、微生物試験）を実施しました。

##### ●現場検査・記録検査に基づく指摘・指導

と畜事業者開催の点検報告会への参加・指導：7回、文書指摘：8件

##### ●微生物試験

検査対象	検査項目	検体数
豚枝肉	一般生菌数、腸内細菌科菌群数（切除法）	60
牛枝肉	一般生菌数、腸内細菌科菌群数（切除法）	60

##### ○枝肉の拭き取り検査

と畜業者の自主衛生管理である、と畜解体工程が終了した豚および牛枝肉についての拭き取り検査について技術協力を行い、その結果をと畜業者へ還元しました。

検査対象	検査項目	検体数
豚枝肉	衛生指標菌	240
牛枝肉	衛生指標菌	47

##### ○牛枝肉の腸管出血性大腸菌対策

と畜検査で合格となった全ての牛枝肉について腸管出血性大腸菌の拭き取り検査を実施しました。なお、スクリーニング検査で陽性を示した場合、と畜業者により枝肉を次亜塩素酸ナトリウムで消毒後、再度の拭き取り検査を行い、陰性を確認した後に出庫することとしています。

検査対象	検査項目	検体数	陽性数
牛枝肉	EHEC (VT1/2)	740	0

## (2) 認定小規模食鳥処理場

### ○監視指導・衛生検証

管内の認定小規模食鳥処理場について、食鳥と体や施設器具等の拭き取り検査を行うとともに、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理方式による実施記録の確認・指導を実施しました。

検査対象	検査項目	検体数
食鳥と体・施設	衛生指標菌	50

## 4 フィードバック事業

### 1 目的

食肉衛生検査の結果を生産現場に提供することにより、疾病の少ない健康な家畜の生産を促し、ひいては消費者に安全で衛生的な食肉を提供することを目的とする。

### 2 方法

生産者本人の申請に基づき、月ごとの食肉衛生検査結果を各生産者あてに送付した。また、検査結果の提供は生産者個人を原則としているが、必要に応じて家畜保健衛生所等の関係行政機関へも提供した。なお、関係行政機関へのフィードバックは生産者同意書の提出により実施した。

### 3 実績

畜種	頭数	フィードバック還元率※
豚	184,997/185,705	99.6%
牛	350/751	46.6%

※フィードバック頭数／年間と畜検査頭数

## 5 主な研修・会議への参加

### 【集合開催への参加】

月 日	研修・会議名	開催場所
6月15日	令和4年度新潟県食肉衛生検査職員研修会	新潟市
2月9日、10日	食品衛生監視員・環境衛生監視員合同研修会	新潟市

### 【書面・オンライン等開催への参加】

研修・会議名
令和4年度全国食肉衛生検査所協議会 第1回正副会長会議
令和4年度家畜衛生推進会議
令和4年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会総会及び所長等会議
令和4年度全国食肉検査所長会議及び第58回全国食肉衛生検査所協議会全国大会
第40回全国食肉衛生検査所協議会理化学部会総会・研修会
令和4年度関東甲信越ブロック食肉衛生検査所協議会業績発表会
全国食肉衛生検査所協議会微生物部会 令和4年度総会・研修会
全国食肉衛生検査所協議会病理部会 第79回病理研修会
令和4年度全国食肉衛生検査所協議会 第2回正副会長会議
令和4年度関東甲信越静地区食肉衛生担当者会議
令和4年度食肉及び食鳥肉衛生技術研修並びに研究発表会



## 6 研究機関等への協力

研究機関数	7 機関
研究・教材用採材	(豚) 血液, 心臓, 卵巣, 子宮, 肺・気管, 大腸
	(牛) 雌生殖器

## 7 視察・見学者等

団体数	9 団体
参加人数	315 人

## 8 発表抄録

### 豚枝肉検査における「見落とし病変」対策

新潟市食肉衛生検査所 ○宮崎あゆみ、岩田 航、小黒 雅史

#### はじめに

新潟市食肉衛生検査所（以下、当所）では解体後のと体の検査として、内臓検査と同時に検査する「剥皮前検査員」と、背割り後に最終的な枝肉を検査する「剥皮後検査員」を配置し、2名体制でと体の検査を行っている。しかし、公益社団法人日本食肉格付協会職員（以下、格付職員）や食肉センター職員から病変が残存しているとの指摘を受けることがある（いわゆる「見落とし病変」）。病変が残ったままで懸肉室や冷蔵庫に移動することにより汚染リスクが上がり、不衛生である。また、計量後の枝肉を解体室に戻すことは、食肉センター職員の負担にもなる。よって見落とし病変を減らす目的で、その原因を好発部位や状況から分析し、その対応策について検討した結果、改善が見られたため報告する。

#### 材料および方法

##### 【調査内容】

期間：令和3年9月から11月

対象：検査後に格付職員等が病変を発見したものについて

調査項目：と畜番号、曜日、検査員名、部位、病変、検査員の状況

##### 【外部への聞き取り】

格付職員や食肉センター職員が普段見ているポイントについて

#### 成績

「見落とし病変」は全部で22件であり、病変別では、膿瘍（筋肉、脊椎および皮下織）13件、変性（皮下織および筋肉）5件、骨奇形2件、骨折および関節炎がそれぞれ1件ずつだった。

部位別では脊椎およびその近傍9件、背面5件（内、左側3件、右側1件、不明1件）、膝などの高所（視界上方）5件、肘などの低所（視界下方）は3件だった（表1）。

状況別では骨折等の病変除去や関節炎型豚丹毒の採材等を行っていたのが8件あった。

月ごとでは9月は12件、10月は8件、11月は2件であり、と畜順、曜日、検査員

による差はなかった。

聞き取り調査の結果から、格付職員は主に背脂肪の厚さを見るために背面を、食肉センター職員は主に前肢や頸部などのトリミングを行う部位を見ていた。

表1 「見落とし病変」病変別、部位別結果集計

		部位				合計
		脊椎および近傍	背面	高所	低所	
病変	膿瘍	6	3	2	2	13
	変性	1	2	1	1	5
	骨奇形	2	0	0	0	2
	骨折	0	0	1	0	1
	関節炎	0	0	1	0	1
合計		9	5	5	3	22

#### 考 察

今回の調査から「見落とし病変」として膿瘍が多く発見され、中でも脊椎およびその近傍である背割り断面の膿瘍が一番多かった。背割り断面には膿瘍の他にも、筋肉変性があり、これは周囲と類似色だったり、病変自体が小さいため発見しづらいものだった。格付職員に聞き取りを行ったところ、背脂肪の厚さを見るために背面から背割り断面にかかる範囲に注目しており、小さな病変にもよく気づいていた。それを踏まえ、背割り断面の病変は、背面に着目することにより発見率が上がると考え、当所での枝肉検査の手法を分析した。背割り断面の病変が見落とされた原因として、病変の位置と確認の方法が考えられた。枝肉は股鍵で吊るされているため左右の間隔は15 cm ほどしかなく、手で広げなければ十分確認できない。しかし、広げていない職員も多かったため、改めて枝肉の左右を広げ、脊椎などの断面をしっかりと確認することとした。また判別しにくい病変を写真に撮り周知した。

次に背面の膿瘍や変性が多く、とくに左側が多い傾向があった。また病変は大きなものも複数あった。比較的目立つ病変を見落とししてしまう原因を分析したところ、原因として枝肉の動きと視野の関係があった。当所の枝肉は「剥皮後検査員」の左前方から流れてきて、腹側が検査員に向く状態で目の前を通過し、右方向に流れていく。そのため、背面特に左枝背面が死角となっていた。そこで対策として、背面特に左側背面は注意深く見るよう周知した。

「見落とし病変」は骨盤腔、膝、大腿部、臀部など高所（視界上方）も多かった。

高所が見落とされる原因として、検査員と枝肉の位置関係が要因と考えられた。「剥皮後検査員」の位置では目線の高さが枝肉の胸部になり、検査員からは大腿部や臀部などの高所は距離があり死角となりやすい。しかし、「剥皮前検査員」の目線の高さは、と体の後肢の位置になるため上方が見やすい。よって対策として足や臀部などは「剥皮前検査員」が確認するよう徹底した。

最後に頸部や肘など低所（視界下方）にみられた病変であるが、通常であれば容易に気付くことができるものが多かった。にもかかわらず見落とされる原因を分析したところ、職員の状況が関係していた。見落としが発生した時に、骨折等の病変除去や保留時の採材等を行っており、持ち場を離れていた。持ち場に戻った時も通過した枝肉を短時間で確認しなければならず、見落としがあったと考えられた。そこで対策として枝肉検査に専念できる時間を増やすために、今まで行っていた保留時の採材を内臓検査員が行うことにした。また、見落としやすい場所を知ることで、チェックする時間が短い時もポイントを押さえて効率的に検査することができた。

月ごとの発見頭数は9月の12件から、10月の8件、11月の2件と漸減していった。これは調査の途中段階から、検査員が「見落とし病変は背割り断面や背面に多い」という調査内容を気にしながら検査したため11月は調査段階ではあったものの「見落とし病変」件数が減少したものと考えられる。

以上の変更により、現在では「見落とし病変」で連絡をもらうことはほとんどなくなった。以前我々は頸部の膿瘍の残留事例について食肉処理施設、農場等の協力を得て調査し、その削減を行うことができた〔1〕。今回も同様に格付職員等と協力して分析することで対策を立てることができた良い事案となった。今回の調査で、気付きにくい病変や部位を数値化することにより、注意すべきポイントが明らかになり見落としが減少したので、今後も確実に検査を行えるよう検査マニュアルに反映させ、継続させることが重要と思われる。

#### まとめ

と畜検査後に病変の残存があったため、記録分析したところ、注意すべき部位や病変が明確になった。判別しづらい病変の鮮映化や見逃しやすい病変の位置の周知など、枝検査法の改良を行うことで効率よく検査が実施できるようになった。保留枝肉の採材や病変切除などで持ち場を離れることも一因となっていたため、業務を見直すことで検査に集中できる環境づくりを行った。また、検査員以外の職員と協力し、さらに新しい視点を学ぶことは見落としのないと畜検査につながりうると考えられた。

〔1〕岩田 航、辻沢雅人：食肉衛生検査所における豚の頸部膿瘍の実態調査，獣医畜産新報 JVM, Vol169 No.9, 675-677 (2016)

## mCCDA クリアーHT 寒天培地を用いたカンピロバクター保菌調査の検討

新潟市食肉衛生検査所 ○砂川スター亜莉沙 岩田航  
佐藤久美子 小黒雅史

### はじめに

mCCDA クリアーHT 寒天培地（日本 BD）はカンピロバクター属菌の選択分離培地であり、①培地が透明でコロニーが明瞭に確認できる。②カンピロバクター属菌が紫色に発色する。③選択性が高く、夾雑菌を抑制する。といった特徴を持つ。

一般的にカンピロバクター属菌の検査方法は、プレストン培地もしくはボルトン培地で増菌培養後、mCCDA 培地で分離培養を行う。mCCDA 培地は黒色培地で、カンピロバクター属菌は半透明色コロニーとして発育するが、そのコロニー形態は拡散した扁平状や1～2mmの隆起状など培地の水分量で変化をする。このため、判別には経験を要し、目的のコロニーを見逃す要因となる。

今回、mCCDA クリアーHT 寒天培地（以下、クリア培地）の特徴を用い、省力化および簡便化したカンピロバクター属菌の検査方法を検討したので報告する。

### 材料および方法

#### (1) 直接塗抹法および増菌培養法の比較調査

新潟市食肉センターに搬入された肥育豚における16検体の盲腸便を検体とした。直接塗抹法ではクリア培地およびmCCDA培地に直接検体を塗抹して42℃48時間微好気培養後、カンピロバクターと推定したコロニーをボイル法で処理後、リアルタイムPCRに供した。リアルタイムPCRはFukushimaら<sup>1)</sup>によるインターカレーター法により菌種の同定を行った。増菌培養法では、プチットカンピロ(株式会社日研生物)に盲腸便を1綿棒分入れ、42℃24時間微好気で増菌培養をした。その後、クリア培地およびmCCDA培地に1～2白金耳分塗布して42℃48時間微好気培養し、発育したコロニーをボイル法で処理後、リアルタイムPCRに供した。

#### (2) クリア培地における直接塗抹法によるカンピロバクター保菌調査

新潟市食肉センターに搬入された肥育豚において20農場、各5検体の盲腸便(計100検体)を検体とした。クリア培地に直接検体を塗抹し、42℃48時間微好気培養後、紫色コロニーを5検体(1農場分)まとめてプールしてボイル法で処理し、リアルタイムPCRに供した。クリア培地を用いた直接塗抹法を以下クリア法とする。

### 成績

#### (1) 直接塗抹法および増菌培養法の比較調査

直接塗抹法ではクリア培地においてすべて紫色コロニーを認め、検体陽性率は100%

であった。mCCDA 培地では夾雑菌によってコロニーの性状が判定不能、困難な検体が多く、検体陽性率は 31%であった。増菌培養法では、クリア培地では検体陽性率は 100%であり、mCCDA 培地では 16 検体すべてで半透明コロニーを確認したものの、検体陽性率は 81%であった。(表 1) クリア培地では方法によって陽性率に差はなかったものの、mCCDA 培地での陽性率は増菌培養法の方が高い結果となった。

(2) クリア培地における直接塗抹法によるカンピロバクター保菌調査

検体陽性率は 99%、農場陽性率は 100%であり、20 農場すべてから *C.coli* が分離された。うち 1 農場からはカンピロバクター・ジェジュニ (以下、*C.jejuni*) も検出された。

表 1 直接塗抹法と増菌培養法の比較

	直接塗抹法				増菌培養法			
	クリア	夾雑菌	mCCDA	夾雑菌	クリア	夾雑菌	mCCDA	夾雑菌
1	<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	+	<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	
2	<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	+	<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	
3	<i>C.coli</i>	+	判別不能	+	<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	
4	<i>C.coli</i>		判別不能	+	<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	
5	<i>C.coli</i>		—	+	<i>C.coli</i>		—	
6	<i>C.coli</i>		—	+	<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	
7	<i>C.coli</i>		—	+	<i>C.coli</i>		—	
8	<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	+	<i>C.coli</i>		—	
9	<i>C.coli</i>	+	—	+	<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	
10	<i>C.coli</i>	+	<i>C.coli</i>	+	<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	+
11	<i>C.coli</i>	+	—	+	<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	+
12	<i>C.coli</i>		—	+	<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	+
13	<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	
14	<i>C.coli</i>		—		<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	
15	<i>C.coli</i>		—		<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	
16	<i>C.coli</i>		—		<i>C.coli</i>		<i>C.coli</i>	

考察

クリア培地と mCCDA 培地を用いて直接塗抹法と増菌培養法を行い、比較した結果、検出率は直接 (クリア) 100%=増菌 (クリア) 100%>増菌 (mCCDA) 81%>直接 (mCCDA) 31%であった。直接 (クリア) で夾雑菌の発育はあったものの、mCCDA 培地に比べると抑制されており、コロニーの判別には影響はなかった。クリア培地では直接も増菌もコロニー発育に大きな差は認められず、直接でも十分に分離

が可能であった。一方 mCCDA 培地は、直接で真菌を主体とする夾雑菌がコロニー上に発育した検体が多く、直接と増菌では検出率に差があった。このため、増菌培養をしてカンピロバクター属菌を選択増菌する必要があると考える。

実際にクリア法での保菌調査をした結果、検体陽性率は 99%、農場陽性率は 100% で検出率が非常に高く、紫色に発色するコロニーを釣菌するのは容易であり、検査に要する時間も大幅に短縮した。

従来法と比較してクリア法を用いる利点は①培養時間が 3 日から 2 日に短縮された。②分離培地上のコロニー形態は培地の水分量により変化があり、判別に熟練を要するが、クリア培地では紫に発色するため判別が容易である。③夾雑菌は白コロニー、カンピロバクターのコロニーは紫コロニーと明らかな違いがあり、判別が容易である。④クリア培地のみで検査が可能で 1 枚の培地に最大 8 検体分の盲腸便を塗布が可能で、経済的であった。

クリア培地の使用により、コロニー釣菌が容易となり、検査時間が短縮された。このため、検査者の負担が減り、初心者でも検査が容易であった。また、クリア培地で直接塗抹をすることで従来より多検体処理が可能であった。今後は本センターへの搬入がある全農場の検査を行っていきたいと考えている。

今回の検討の中で *C.jejuni* を保有する農場が存在することが判明した。こういった農場では、飼育に使用している井戸水など環境の汚染が原因となっていることが多い。*C.jejuni* は公衆衛生上重要な食中毒菌であるため、家畜保健衛生所と連携をとって調査指導を進めていきたい。

#### まとめ

クリア培地は選択性が高く、直接塗抹法及び増菌培養法いずれにおいても結果に大きな差はなかった。また、コロニーが紫色に発色するため釣菌が容易であり、従来の mCCDA 培地を用いた増菌培養法と比較すると簡便で検査時間が短縮され、経済的であった。

#### 参考文献

- 1) Fukushima, H. et al.: Int.J.Microbiol., pii:864817(2010)